

令和 5 年 3 月 30 日

告 示 第 29 号

中之条町空家対策補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空家住宅の解体工事又は住居を目的とし空家改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、中之条町補助金等に関する規則（平成 22 年中之条町規則第 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 併用住宅 建築物に個人住宅の他に店舗、事務所及び賃貸住宅の部分がある建築物をいう。
- (3) 町内業者 町に法人町民税を納付し、かつ、町内に事業所を有している法人及び町内で営業する個人事業者で、見積書、契約書及び領収証等を町内の事業所で発行できる事業者をいう。
- (4) 子育て世帯 住民基本台帳に記載されている世帯で、申請日において中学生以下（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する 9 年の普通教育を修了するまでをいう。）の子を養育している世帯をいう。
- (5) 若年層世帯 住民基本台帳に記載されている世帯で、申請日の属する年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の 4 月 1 日において、夫婦の合計年齢が 80 歳未満で戸籍上婚姻関係のある者がいる世帯をいう。

(補助対象等)

第 3 条 補助の対象となる事業は、空家解体工事又は空家改修工事とし、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 世帯全体が町税及び使用料等を滞納していないこと。
- (2) 当該補助金に係る工事について、他の制度による補助金を受けていないこと。

2 空家の解体補助の対象は、町内に存する建築物で、おおむね 5 年以上無人かつ使用されていない空家で、住宅地区改良法施行規則（昭和 35 年建設省令第 10 号）第 1 条第 1 項第 1 号の規定により、不良住宅と判定された空家で、個人住宅又は併用

住宅の空家（不動産業者が販売又は賃貸を目的として保有する建築物を除く。）とする。特定空家に認定された建築物も、同様とする。

- 3 空家の改修補助の対象は、おおむね1年以上空家状態の建築物で、個人住宅又は併用住宅の空家及び空き店舗等の建築物を居住目的で改修して使用される建築物（不動産業者が販売又は賃貸を目的として保有する建築物を除く。）とする。ただし、空家改修工事完了後、10年以上居住することができる者とする。

（補助金額等）

第4条 解体工事に係る補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 町内業者施工の場合 解体工事に要した工事金額の2分の1以内に相当する金額（70万円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）
- (2) 町外業者施工の場合 解体工事に要した工事金額の4分の1以内に相当する金額（35万円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）

- 2 改修工事に係る補助金の額は、次のとおりとする。ただし、改修工事を申請する者が子育て世帯の場合は、中学生以下の子1人あたり10万円（4人を限度とする。）を、若年層世帯の場合は、10万円を当該各号に掲げる金額にそれぞれ加算するものとする。

- (1) 町内業者施工の場合 改築工事に要した工事金額の2分の1以内に相当する金額（100万円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）
- (2) 町外業者施工の場合 改築工事に要した工事金額の4分の1以内に相当する金額（50万円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着工前に中之条町空家対策補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 工事前の住宅状況を明らかにする写真
- (2) 工事内容を明らかにする図面
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 納税証明書（町外者）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、中之条町空家対策補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更承認の申請）

第7条 申請者は、第5条の規定により交付申請した内容を変更し、又は工事を中止若しくは廃止しようとするときは、中之条町空家対策補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3号）に、第5条各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、中之条町空家対策補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第8条 申請者は、工事が完了した後、速やかに中之条町空家対策補助金実績報告書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 工事前及び工事後の状況を明らかにする写真（3セット以上）
- （2） 請負工事等に係る領収書の写し
- （3） その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する。

3 この要綱に基づく補助金の交付は、当該住宅について1度限りとする。

（調査）

第9条 町長は必要があると認めるときは、その実情を調査することができる。

（補助金の返還）

第10条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2） 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。